

地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する住民に対し、住民が上水道の供給を受けるための上水道配水管布設工事の施工に要する経費について、予算の範囲内において、補助することにより、住民への安全な飲料水の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水汚染 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下、「省令」という。）に規定する表の上欄に掲げる事項（ただし、3号から20号に限る。以下、「水質基準項目」という。）につき、同表の下欄に掲げる基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目（ただし、アルキル水銀、PCB、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブに限る。以下、「環境基準項目」という。）につき、同表の基準値の欄に掲げる数値及びPFOS及びPFOA（以下、「PFAS」という。）につき、指針値である0.00005 mg/l並びに地下水の性状、状況などを勘案し市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）につき、飲用に適すると考えられる基準に適合しない地下水の状態のことをいう。
- (2) 上水道配水管布設工事 未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年4月1日施行。以下、「県要綱」という。）又は千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下、「市要綱」という。）に基づく未普及地区配水管布設工事のことをいう。
- (3) 飲料水 地下水で日常生活の飲料用として使用するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、上水道配水管布設工事の施工に係る費用のうち、千葉県企業局又は千葉市水道局（以下、「水道局」と総称する。）の請求に基づき住民が負担すべき金額で市長が認めたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、県要綱第2条第2号及び市要綱第2条第3号に規定する申請者で、地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用している住民であり、上水道配水管布設工事に伴い工事に要する費用の一部を負担するもの（以下、「補助対象者」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、水道局の請求に基づき、補助対象者が負担すべき金額とし、50万円を限度とする。

（補助金の事前交付申請）

第6条 補助金の交付の申請は、県要綱第5条又は市要綱第5条に基づく協議の終了後、上水道配水管布設工事を行う前に行うものとする。

2 前項の申請をしようとする補助対象者（以下、「申請者（申請者が複数いる場合にあっては代表者一人を定めるものとし、当該代表者）」という。）は、上水道配水管布設事業補助金事前交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

（1）飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目、PFAS及び必要項目（ただし、省令に規定する水道基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値、指針値である0.00005mg/l及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準に適合しない項目に限る。）に係る計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下、「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書

（2）申請者の住居及び上水道配水管布設工事予定箇所の図面

（3）工事費明細書

（4）実施計画書

（5）水道局からの上水道配水管布設工事に係る負担金（設計に係る負担金を含む。以下、「負担金」という。）に係る請求書の写し

（6）代表者が申請者となっている場合にあっては、申請者全員の名簿及び委任状

（補助金の事前交付決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、上水道配水管布設事業補助金一括（分割）事前交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付することが不適当と認めたときは、上水道配水管布設事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 上水道配水管布設工事の水道局に対する申請を取り下げる場合には、あらかじめ市長に届け出ること。
 - (2) 上水道配水管布設工事が予定の期日内に完成しない場合又は上水道配水管布設工事の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の事前交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、上水道配水管布設事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第4号）に同条に規定する通知書の写しを添付して市長に提出し、請求するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の事前交付を受けた者（以下、「補助金受領者」という。）は、上水道配水管布設工事が完了したときは、速やかに上水道配水管布設事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 布設箇所の図面
- (2) 上水道配水管布設工事が完了したことを証する写真
- (3) 水道局に負担金を支払い、及びその清算を行ったことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の上水道配水管布設事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金額の確定を行い、上水道配水管布設事業補助金額確定通知書（様式第6号）により前条の規定による報告をした者に通知するものとする。

(返還命令)

第11条 市長は、第8条の規定による事前交付の請求に基づき、交付された補助金額（以下、「事前交付額」という。）が、前条の規定により確定した補助金額を超える場合には、上水道配水管布設事業補助金返還命令書（様式第7号）により補助金受領者に当該超過分の返還を命じなければならない。

(延滞金)

第12条 補助金受領者は、前条に規定する補助金の返還を命ぜられ、これを納付期限

までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和 39 年千葉市条例第 34 号)の規定の例による。

(補助金の変更交付申請)

第 13 条 補助金受領者は、事前交付額が第 10 条の規定により確定した金額に満たない場合は、上水道配水管布設事業補助金変更交付申請書(様式第 8 号)を市長に提出し、当該不足分の交付を申請することができる。

- 2 補助決定者は第 7 条第 2 項第 1 号に規定する届出をしようとするときは、上水道配水管布設事業(中止・廃止)届(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

(変更交付決定通知)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査し、補助金の交付額の変更決定をしたときは、上水道配水管布設事業補助金変更交付決定通知書(様式第 10 号)により、当該申請をおこなった者に通知するものとする。

(変更交付の請求)

第 15 条 前条の規定により補助金の変更交付決定を受けた者は、第 13 条の不足分に係る補助金の交付を請求しようとするときは、上水道配水管布設事業補助金変更交付請求書(様式第 11 号)に同条に規定する通知書の写し及び上水道配水管布設事業補助金額確定通知書の写しを添付して市長に提出し、請求するものとする。

(補助金の決定等の取消等)

第 16 条 市長は、補助決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は変更交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定又は変更交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定を取り消したときは、その理由を付し、上水道配水管布設事業補助金交付取消通知書(様式第 12 号)により、その旨を補助決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(上水道配水管布設事業補助金交付要綱の適用除外)

第 17 条 第 3 条の規定により、この要綱による補助金の交付の対象とされる経費につ

いては、上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成２年４月１日施行）は適用としない。

（委任）

第１８条 この要綱の運用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
- 2 この改正後の地下水汚染地区上水道配水管布設事業補助金交付要綱は、平成４年度分の補助金から適用し、平成３年度分までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成５年７月１日から施行する。
- 2 この改正後の地下水汚染地区上水道配水管布設事業補助金交付要綱は、平成４年度分の補助金から適用し、平成３年度分までの補助金については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成５年９月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成７年４月１日以後の改正要綱第６条の規定による申出に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成９年４月１日以後の改正要綱第６条の規定による申出に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以後の改正要綱第6条の規定による申請に係る補助金から適用し、施行日前の第6条の規定による申出に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 市は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。